

債務整理

(1) 非事業者の私的整理・自己破産事件・民事再生事件・任意整理事件の各着手金は以下のとおりとする。

①債務金額が1000万円以内

債権者数に応じる。

- 1) 10社以下は、**20万円**
- 2) 11社から15社までは、25万円
- 3) 15社から20社までは、30万円
- 4) 21社以上は、協議して定める

②債務金額が1000万円を超え、2000万円以内は、債権者数に拘わらず50万円

③債務金額が2000万円を超える場合は協議して定める。

(2) 非事業者の私的整理・自己破産・民事再生事件・任意整理事件の各報酬金は着手金を基準とする。但し、非事業者の自己破産は免責決定を受けた時に限る。

(3) 事業者の私的整理・自己破産・民事再生・任意整理の着手金及び報酬金は以下のとおりとする。

①着手金（税別）	資本金、資産及び負債の額、関係人の数事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 事業者の自己破産・任意整理 50万円以上 自己破産以外の破産 50万円以上 会社整理 100万円以上 会社精算・特別精算 100万円以上 会社更生 200万円以上
②報酬金（税別）	着手金に準ずる。この場合の経済的利益の額は協議により定める。